（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第三十条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の八及び別紙様式第九号の九中「印」を削る。

別紙様式第十七号第１面の表記載上の注意中「第45条の２第５項」を「第45条の２第５項」に改める。

別紙様式第十九号第１面及び別紙様式第二十号第１面中「金融庁長官」を「財務（支）局長」に改める。

（資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第三十一条　資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「業務規程（」の下に「第五項、」を加え、同条に次の二項を加える。

５　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

６　前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第三十二条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第八条第六項及び第十条第四項において」を「以下」に改める。

第五条第三項中「第九条第三項並びに第十一条第三項及び第五項において」を「以下」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

３　第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

（暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第三十三条　暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号及び別紙様式第九号中「印」を削る。

別紙様式第十一号第１面及び別紙様式第十二号第１面中「金融庁長官」を「財務（支）局長」に改める。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第三十四条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項第八号ハ中「書面」の下に「又は電磁的記録」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三十五条　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の表改正後欄の内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一中

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条

を

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条及び第三十四条第二項

に改め、同表第三十一中

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一、第三十二条において準用する貸金業法第十二条及び第三十三条

を

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条並びに第三十四条第二項

に改め、第十条の表改正後欄の同令別表第三中

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項

を

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の二、第三十四条第二項及び第四十二条第一項

に改め、同令別表第四中

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二及び第四十二条第一項

を

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二、第三十四条第二項及び第四十二条第一項

に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第五資産の流動化に関する法律の項の次に金融サービスの提供に関する法律の項を加える改正規定、第三十四条の規定及び第三十五条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。